

(公印・契印省略)

総情適第30号
総基用第91号
令和6年6月21日

一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構

代表理事 宍戸 常 寿 殿

代表理事 曾我部 真 裕 殿

総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当）

湯 本 博 信

総務省総合通信基盤局長

今 川 拓 郎

SNS等におけるなりすまし型「偽広告」への対応について（要請）

平素より、情報通信行政について、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ソーシャルネットワーキングサービスその他交流型のプラットフォームサービス（以下「SNS等」という。）において、個人又は法人の氏名・名称、写真等を無断で利用して著名人等の個人又は有名企業等の法人になりすまし、投資セミナーや投資ビジネスへの勧誘等を図る広告（以下「なりすまし型「偽広告」」という。）が流通・拡散しており、こうした広告を端緒としたSNS型投資詐欺等の被害が急速に拡大しています。

なりすまし型「偽広告」は、閲覧者に財産上の被害をもたらすおそれがあるだけでなく、なりすまされた者の社会的評価を下げるなどなりすまされた者の権利を侵害するおそれもあり、さらに、今後、生成AI技術の発展等に伴って複雑化・巧妙化するおそれもあることから、一層有効な対策を迅速に講じていくことが必要です。

SNS等が国民生活や社会経済活動を支える社会基盤になっていること等を踏まえれば、プラットフォーム事業者はデジタル空間における情報流通の健全性の確保について一定の責任が求められる立場であり、これ以上被害を拡大させないためには、SNS等におけるなりすまし型「偽広告」の流通の防止・抑制に向けたプラットフォーム事業者による対策が不可欠です。

つきましては、上記を踏まえ、一般消費者の利益の保護を含む情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進を図るため、貴団体に加盟する会員企業のうち大規模事業者（貴団体の会員企業のうち、当該企業又はその関連会社が日本国内における平均月間アクティブユーザ数が1,000万人以上であるSNS等を提供する企業であるもの）に対して、当該大規模事業者が提供するSNS等におけるなりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺の手口・実態等を踏まえつつ、当該大規模事業者の創意工夫により、下記事項による対策の実施に取り組むよう貴団体を通じて要請することといたしたく、貴団体において当該大規模事業者に対して伝達していただきますようお願い申し上げます*。

なお、今後、総務省の有識者会議の場において、当該大規模事業者における下記事項への対応状況について御説明いただく機会を設定する予定があることを申し添えます。

※ 本要請は、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号に規定する行政指導に該当するものであり、処分（同条第2号）に該当するものではありません。

記

1 広告出稿時の事前審査等について

SNS等におけるなりすまし型「偽広告」の流通を防止するため、広告出稿時の事前審査等について、下記①から⑤までの対応を実施すること。

- ① 広告の事前審査基準を策定（既に当該基準を策定している場合は、基準の実効性を確認し、対応が不十分な点を踏まえた改定を行うことを含む。）・公表するとともに、当該基準を含め、利用規約等を踏まえた適正な対応を実施すること。
- ② 自社が提供するSNS等におけるなりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺の手口・実態等を踏まえた審査を実施すること（例：クローズドチャットを遷移先として設定している広告を原則として取り扱わないこと）。
- ③ 上記①の対応を確実に実施するため、特に日本語並びに日本の社会、文化及び法令を理解する者を十分に配置するなど、事前審査体制を整備し、その整備状況を公表すること。
- ④ なりすまし型「偽広告」によってなりすまされた被害者（その法定代理人を含む。以下同じ。）から通報があった場合、それ以降における当該被害者に関するなりすまし型「偽広告」の事前審査を強化すること。
- ⑤ 事前審査における広告主の本人確認のプロセスや実効性を検証し、対応が不十分な点を改善するなど、本人確認の強化に向けて取り組むこと。

2 なりすまし型「偽広告」の削除等

- (1) 利用規約等を踏まえ、各会員企業が現在自ら実施している、なりすまし型「偽広告」に係る技術的な手段も用いた情報収集・削除等の取組をより積極的に推し進めること等も含め、SNS等におけるなりすまし型「偽広告」について削除等の適正な対応を実施すること。

(2) 削除対応の迅速化及び運用状況の透明化

SNS等におけるなりすまし型「偽広告」について、下記①から⑤までの対応を実施すること。

- ① 利用者に分かりやすい削除の申出を受け付ける方法を整備し、公表すること。
- ② 削除等の対応に当たる人材に関して、日本語並びに日本の社会、文化及び法令の理解が不十分であるとの指摘があることを踏まえ、削除等の対応に当たる人材として、日本語並びに日本の社会、文化及び法令を理解する者の十分な配置を行うこと。
- ③ なりすまされた被害者から削除の申出を受けてから遅滞なく（例：1週間以内）判断を行い、削除を実施した場合にはその旨、削除を実施しなかった場合にはその旨及びその理由を申出者に対して通知すること。
- ④ 削除等の実施に関する基準を策定し、公表すること。
- ⑤ 削除の申出件数及び実施件数、アカウント停止の申出件数及び実施件数並びに削除等の対応に当たる人的・技術的体制（特に、削除等の対応に当たる人材のうち日本語を理解する者の人数）を公表すること。

以上